

都市計画原案（都市計画法第16条）に関する縦覧・意見書の要旨及び区の見解

東京都市計画 地区計画 尾久中央地区地区計画（変更）

【縦覧の期間】 令和元年9月24日から10月7日まで

【縦覧の結果】 2件

【意見書の提出の期間】 令和元年9月24日から10月14日まで

【意見書の要旨と区の見解】 意見書の数 2件

意見書の要旨	区の見解
<p>地区計画（変更）原案に賛成である。 安心できる街づくりを推進して欲しい。</p>	<p>区の提案にご賛同いただきありがとうございます。 本地区計画を策定し、安全で安心して住み続けられる魅力あるまちを目指すとともに、更に密集住宅市街地整備促進事業等を今後も引き続き活用することで、災害に強い街づくりを推進してまいります。</p>
<p><u>建築物の敷地面積の最低限度のルールについて</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>敷地の細分化を防ぎ、良好な住環境を確保する観点から、建築物の敷地面積の最低限度を適用することに賛成である。</li> <li>建築物の敷地面積の最低限度が適用されることにより、土地取引金額が上昇し、土地の流通や住宅市場を鈍化させてしまう懸念があるが、そうした場合の支援策を検討してはどうか。</li> <li>荒川区全体に建築物の敷地面積の最低限度を適用した方が良い。</li> </ul> <p><u>5号線（尾久本町通り）について</u></p> <p>主要生活道路である尾久本町通りの一部（商店街～尾久橋通り）が一方通行になっているが、災害拠点病院や商店街、小台通りへのアクセスや、地区内商業の活性化の観点から一方通行の解消が望ましい。</p>	<p><u>建築物の敷地面積の最低限度のルールについて</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>区の提案にご賛同いただきありがとうございます。</li> <li>区といたしましても、一刻も早く敷地の細分化を防ぎ、良好な住環境の確保に努めていきたいと考えております。</li> <li>現在、地価が年々上昇していることもあり、今後ご懸念のように住宅市場に影響がある可能性は考えられます。しかし、その原因は複合的なものであると考えられることから、現時点では敷地面積の最低限度の適用による支援策は考えておりません。</li> <li>ご意見として受け賜わり、今後、調査・検討を行ってまいります。</li> </ul> <p><u>5号線（尾久本町通り）について</u></p> <p>一方通行の解消については警察署等の判断になりますが、現在の周辺地域の交通事情からその可能性は難しいと聞いております。</p>